



スポーツ庁

障害者スポーツ施策について

令和6年2月

スポーツ庁 健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室

障害者スポーツ推進プロジェクト

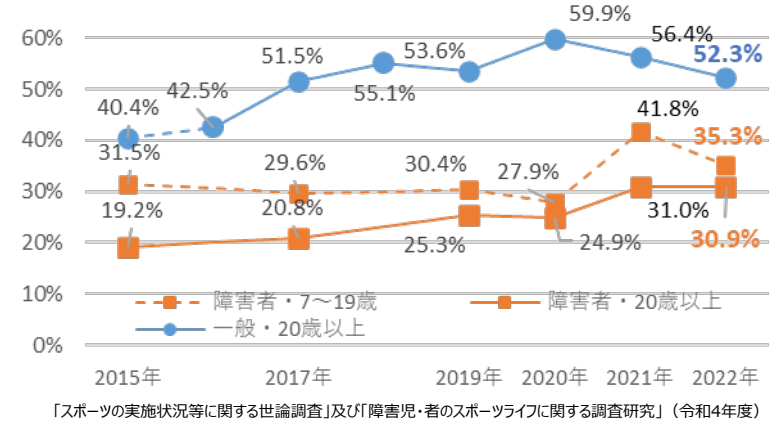
令和6年度予算額（案） 249,207千円
（前年度予算額 225,085千円）



現状・課題

- 1 東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、**2024年神戸パラ陸上大会、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく、取組を加速する必要がある。**
- 2 第3期スポーツ基本計画、障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書、障害者スポーツ振興WG中間とりまとめを踏まえ、
 - ① **障害のある人ない人がともにするスポーツ環境づくり、**
 - ② **障害者のスポーツに向けた障壁解消、**
 - ③ **障害者スポーツ団体の基盤強化に向けた民間連携促進や地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進、**
 - ④ **無関心層対策として、特別支援学校等の児童生徒のスポーツ活動環境の充実** に取り組む。

事業開始 平成30年度～



事業内容

- **コンソーシアムの運営、加盟団体の拡大・連携促進、ムーブメントの創出、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業**

128,919千円（135,168千円）

障害者スポーツ団体の組織強化に向けて、障害者スポーツ団体と民間企業や地方公共団体等から構成されるコンソーシアムを構築・運営し、意見交換会の企画・運営、企業認定マーク・表彰制度の検討、障害者スポーツに関する情報収集・発信に取り組むとともに、障害者スポーツ団体と民間企業等の連携したモデル事業を実施する。

- ・コンソーシアムの運営等（新規）
【モデル事業メニュー】
- ・企業と競技団体による障害者スポーツ大会や特別支援学校等が参加する全国大会の整備（拡充）
- ・デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備
- ・オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備
- ・地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興、実施環境の整備

対応課題 ① ② ③ ④ 委託先 地方公共団体または法人格を有する団体

- **重度障害者等のスポーツ実施環境整備に係る実証事業 10,658千円（新規）**

情報通信技術を活用して、重度障害者が日常の生活空間で手軽にスポーツができるよう、実施環境の整備に向けた実証事業を行う。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

- **特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進**
- **総合型地域スポーツクラブ等における障害者スポーツメニューの新設等に係る支援**
- **社会福祉施設等における障害者のスポーツ活動実践**

49,481千円（59,437千円）

特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、①特別支援学校を拠点とするクラブチーム、②総合型地域スポーツクラブ、③社会福祉施設等にスポーツ活動ができる環境を整備するほか、特別支援学校の運動部活動の実態把握を行う。

対応課題 ④ 委託先 地方公共団体または学校法人等

- **スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業 38,721千円（29,721千円）**

- ・障害者のスポーツ実施状況、阻害要因等の把握分析
- ・障害者スポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成（拡充）
- ・精神障害者等の実態把握が十分でない障害種に関する調査研究

対応課題 ② ③ 委託先 法人格を有する団体

- **装具利用者のスポーツ実施を支える障害者スポーツ用装具開発 20,669千円（新規）**
装具利用者がスポーツ活動をするために様々な困難があることから、スポーツ用装具について開発する。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

コンソーシアムの運営、加盟団体の拡大・連携促進、ムーブメントの創出、 障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業

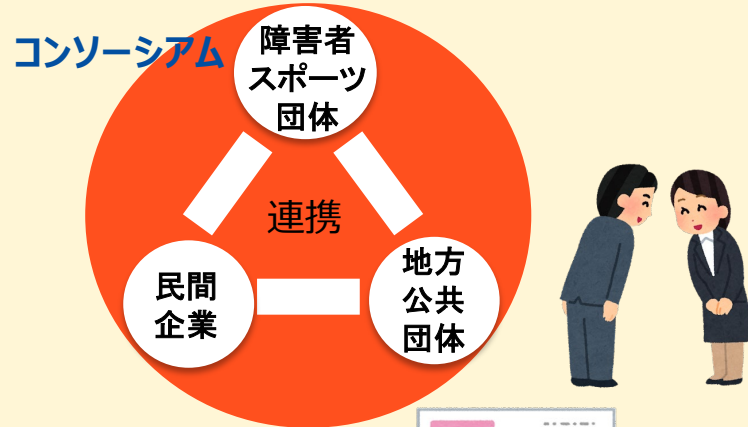
事業の目的

障害者スポーツ団体の組織強化に向けて、障害者スポーツ団体と民間企業や地方公共団体等から構成されるコンソーシアムを構築・運営し、意見交換会の企画・運営をするとともに、障害者スポーツ団体と民間企業等の連携したモデル創出事業を実施する。また、あわせて、企業認定・表彰制度等を検討し、障害者スポーツ振興に参画する企業を増やすとともに、障害者スポーツに関する情報収集・発信を行い、モデル的な取組等の横展開を行う。

事業の概要（イメージ）

<具体的な取組>

* 障害者スポーツ団体と民間企業や地方公共団体等から構成される**コンソーシアムを構築・運営**



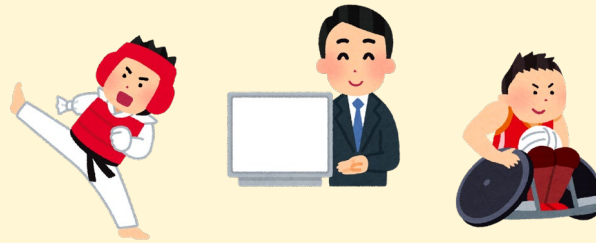
* 障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等の**意見交換会の企画、運営**



* 企業認定・表彰制度等の検討



* 障害者スポーツに関する**情報収集・発信**
(継続的にスポーツ活動を実施できるように大会やイベント等の情報収集・発信)



* 障害者スポーツ団体と民間企業や地方公共団体等が連携した**モデル創出事業の実施**



【実施主体】

コンソーシアムに参加する障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等で構成されたチーム

【モデル事業メニュー】

- ・企業と競技団体による障害者スポーツ大会や特別支援学校等が参加する全国大会の整備
- ・デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備
- ・オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備
- ・地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興、実施環境の整備

成果、事業を実施して、 期待される効果

本事業を実施することにより、障害のある方とない方がともにスポーツを楽しむ機会を創出し、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤整備、障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備や障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を図ることが期待できる。

企業と競技団体による障害者スポーツ大会の整備

事業の目的

障害者スポーツ競技団体においては、人材や財源に課題があり、スポーツ大会開催など普及の取組が十分に実施できていない。そのような中、障害者スポーツの冠大会を協賛する企業が、障害者スポーツの大会運営・支援を当該企業の社員研修の機会として活用する取組が広がっている。企業と競技団体が連携協働して、障害者スポーツ大会の実施を通じて、競技団体の競技普及活動の推進と企業の具体的価値の向上を共創し、障害のある人となない人がともにスポーツを実施する環境の整備につなげることを目指す。

事業の概要（イメージ）



主な大会例

▶ NAGASEカップ（インクルーシブな陸上大会） ▶ CACカップ（東京都の特別支援学校生徒のボッチャ大会） ▶ ENEOSカップ（デフバスケット）

成果、事業を実施して、期待される効果

- 企業と競技団体が連携・協働したスポーツ大会を開催するノウハウが蓄積される。
- 持続的にスポーツ大会が開催されることで、障害のある人ない人がともにスポーツを楽しむ機会が創出される。
- 大会に向けた準備や当日の大会運営等をととして、競技団体の基盤強化や企業の人材育成等に寄与する。



全国的なスポーツ大会やインクルーシブ大会の開催

事業の目的

特別支援学校のスポーツ大会については、特別支援学校等に在籍する児童生徒のスポーツへの参画を促進する観点から、競技団体や障害者スポーツセンターが多様な組織・団体と連携のもと、全国大会や障害のある人ない人がともに参加するインクルーシブ大会の整備を進める。

事業の概要（イメージ）



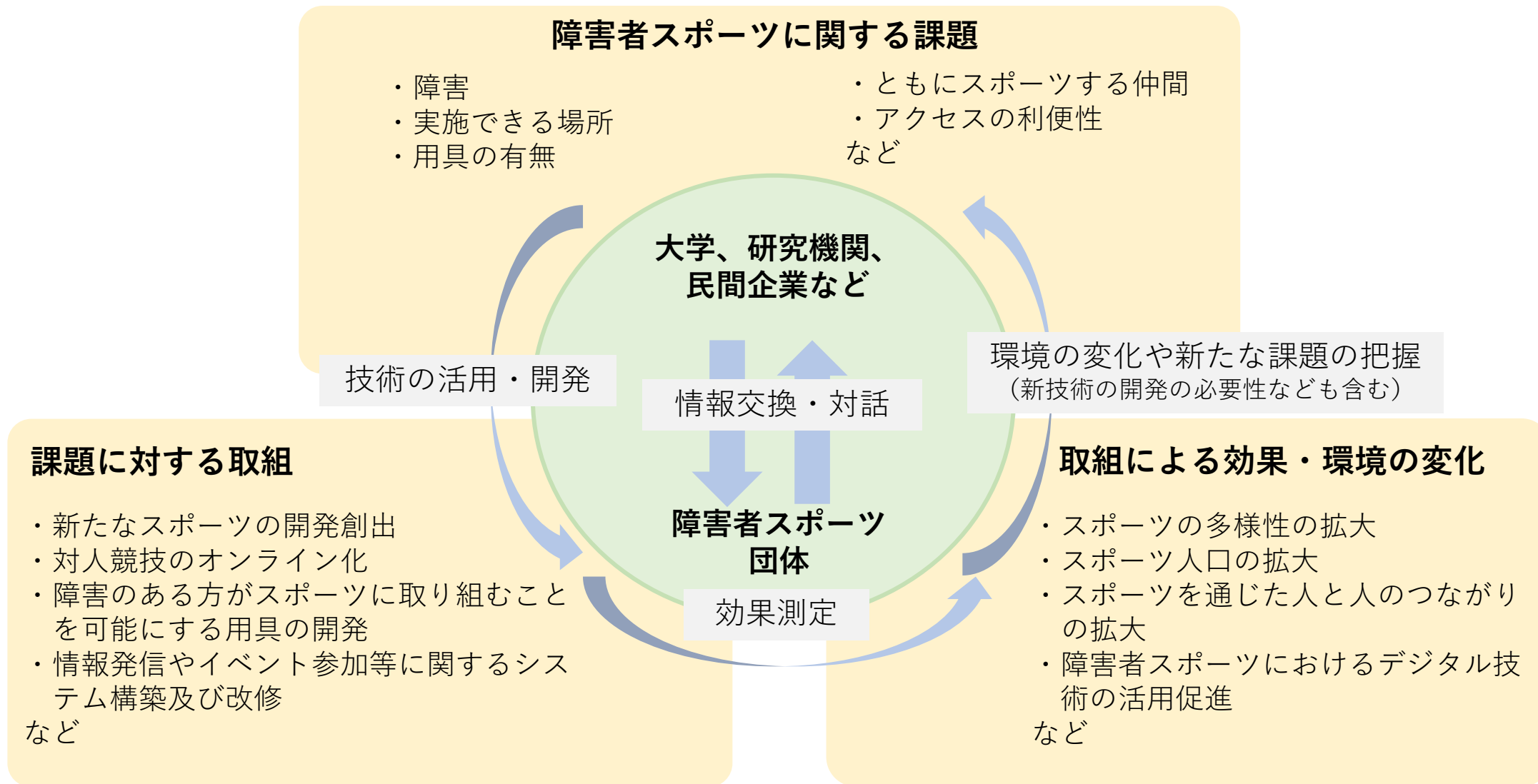
※ NF（中央競技団体）や障害者スポーツセンターと連携して実施

成果、事業を実施して、期待される効果

- 学齢期のスポーツを楽しむ環境を充実させることで、生涯にわたってスポーツに関心を持ってもらうことができる。
- 障害のある人とない人がともに参加するスポーツ大会を通じて、障害者理解を促進し、共生社会の実現に寄与する。

デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備（イメージ案）

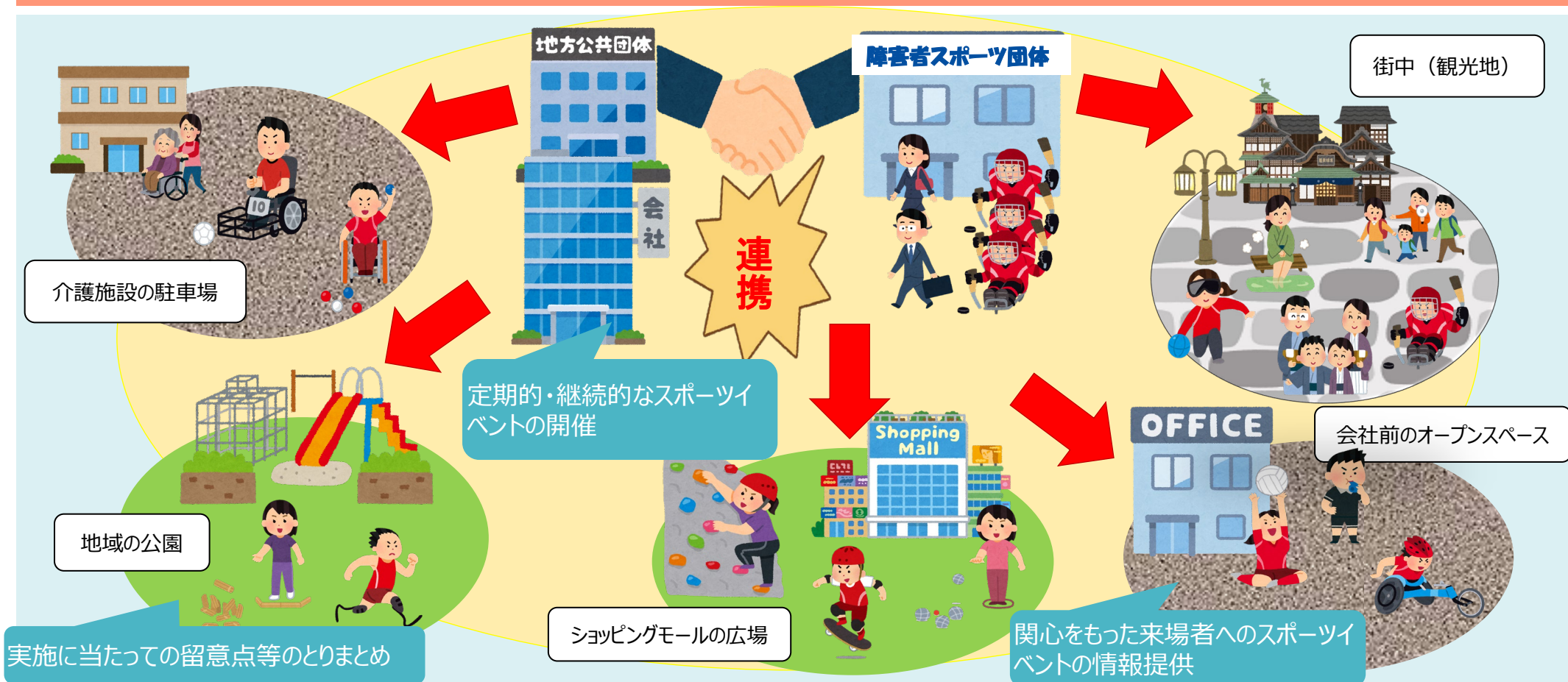
- 障害者スポーツに関する課題について、大学・研究機関・民間企業と障害者スポーツ団体が技術の活用・開発を通じて、その把握や解決を目指すとともに、両者の情報共有・協力に向けたエコシステムを構築する。



オープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツ実施環境の整備

【概要】 ①公園、沿道、商業施設の広場等を活用し、②障害のある方もない方も一緒に楽しめる、③参加者本人が高価な道具等の準備不要な、**身近なスポーツイベントの継続的な実施を通じて**、障害者スポーツ団体と地域まちづくり組織、企業、ボランティア等との有機的な連携体制の構築と**障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図り、インクルーシブスポーツの持続的な普及・推進体制を整備**する。また、こうしたイベントにおける障害のある方への安全対策や合理的配慮の提供等、運営上の留意点を取りまとめる。

イメージ



障害者スポーツ団体を中心とした持続的なインクルーシブスポーツの普及・推進体制整備

「ともにするスポーツ」環境の構築を通じた共生社会の実現を目指す

事業の目的

日常生活において、相当程度に介助を要する身体障害者については、これまでスポーツ参画が困難とされがちであった。しかし、近年では、視線入力システム等が開発され、ICT機器を介して行うスポーツや、e-sportsなどを実施できるようになってきており、重度障害者向けのスポーツは、社会のデジタル化が加速する中で、従来発想の大転換が必要な時期にきている。こうした状況も踏まえ、本事業では、ALSや筋ジストロフィーなどで眼球運動しかできない人や指先の一部しか動かない人、脊髄損傷で四肢が麻痺している人等の重度障害者が、先端技術やICT機器、ネットワーク環境等を活用して、日常的にスポーツを実施することができるよう、競技団体とも連携しながら、実証事業を行う。

事業の概要（イメージ）

対象者

ALSや筋ジストロフィー等で眼球運動しかできない人、指先の一部しか動かない人、脊髄損傷で四肢が麻痺している人 等

取組

■実施主体は、競技団体と、研究機関、民間企業、大学 等との連携組織

視線入力装置、専用のコントローラー、専用のスイッチ、心拍や脳波を活用した入力装置 等



ボッチャ、フライングディスク、陸上、サッカー、e-アーチェリー、e-フライングディスク、e-スラローム(電動車椅子で走る陸上競技 等

※ 視線入力では、専用の機器を使って、注視やまばたきで、機器の操作が可能。その他、触れる程度で反応する専用コントローラーや専用スイッチを用いて操作することもある。

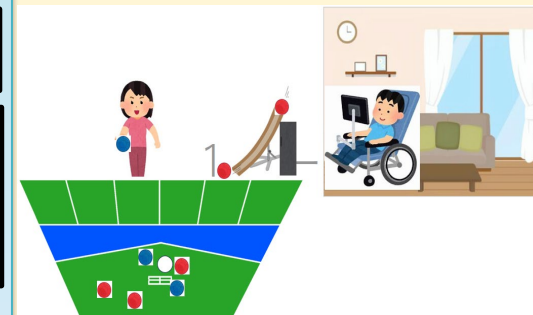
重度障害者が日常的に実施できるスポーツの領域の拡大

＝バーチャルスポーツとフィジカルスポーツの架橋を目指す

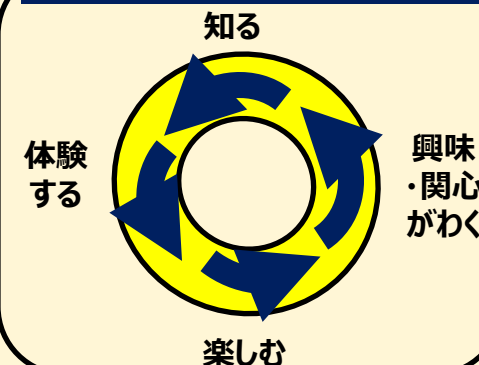
例：eBOCCIA、Orihimeサッカー等にとどまらない、バーチャルスポーツとフィジカルスポーツが連携した取組の開発

成果

- ✓ 重度障害者が先端技術やICT機器等を活用して、日常的にスポーツを実施できる環境を整備する。
- ✓ ネット【デジタル】と、ひとやもの【アナログ】でつながる運動機会の創出により、重度障害者間のスポーツ活動の場の拡大にとどまらず、重度障害者と健常者のスポーツ活動の場の拡大にもつなげ、共生社会の実現に寄与する。



重度障害者スポーツの習慣化に向けて



特別支援学校等における運動部活動の地域連携・地域移行支援事業

障害者スポーツ推進プロジェクト（地域内の障害者スポーツの提供体制整備、特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進、社会福祉施設等における運動・スポーツ活動の促進）



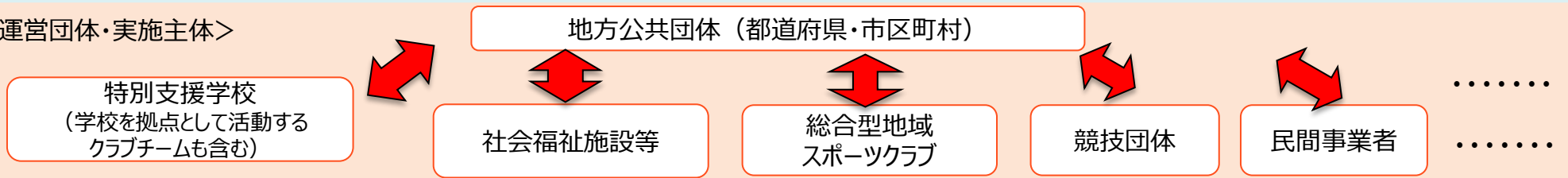
スポーツ庁

事業の目的

特別支援学校等の運動部活動の地域連携・地域移行に当たり、特別支援学校の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地方公共団体が地域の多様な組織・団体と連携し、①特別支援学校を拠点とするクラブチーム、②総合型地域スポーツクラブ、③社会福祉施設等に運動部活動等のスポーツ活動ができる環境を整備し、児童生徒本人の希望に合わせて活動を継続できる地域連携・移行モデルを構築する。

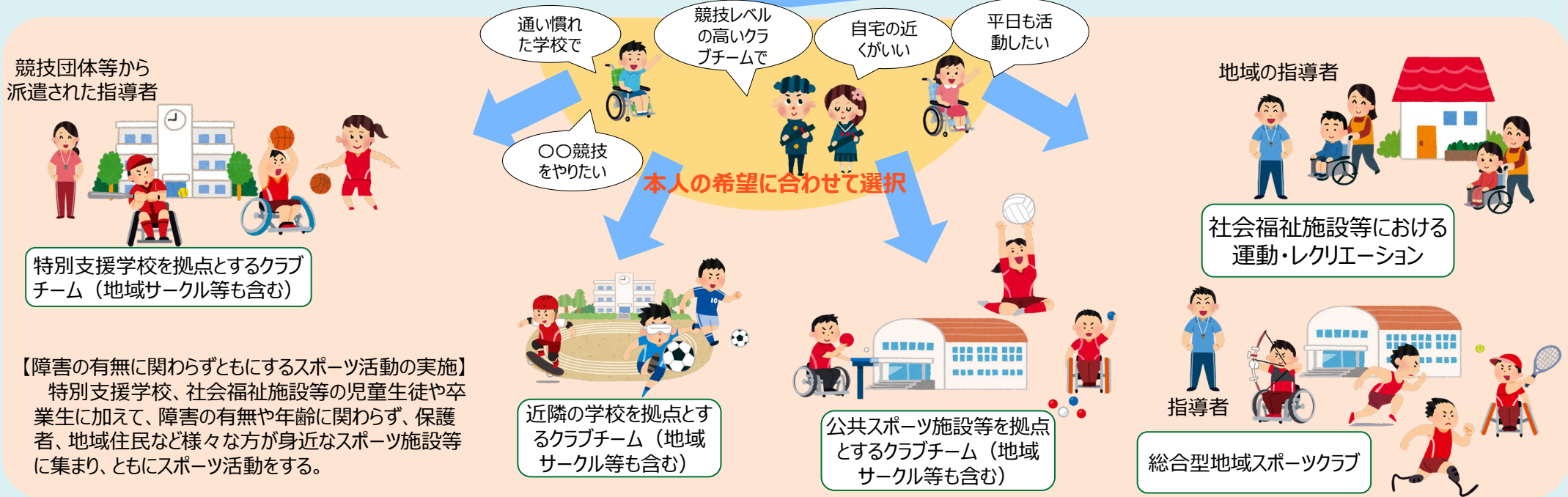
事業の概要（イメージ）

<運営団体・実施主体>



【地域連携・地域移行の受け皿整備】

地方公共団体が多様な組織・団体と連携し、指導者、場所、移動手段を確保し、運動部活動の地域連携・地域移行の受け皿を整備する。



【障害の有無に関わらずともにするスポーツ活動の実施】

特別支援学校、社会福祉施設等の児童生徒や卒業生に加えて、障害の有無や年齢に関わらず、保護者、地域住民など様々な方が身近なスポーツ施設等に集まり、ともにスポーツ活動をする。

特別支援学校等の運動部活動の地域連携・地域移行のパターンについて

個人単位で参画

① 公共施設スポーツ教室活用型

- 市町村などが実施するインクルーシブスポーツ教室に、域内の特別支援学校生徒がアドホックに参画。
- 複数の特別支援学校×スポーツ教室というイメージ。

対象	すべての障害種。 特に知的、肢体不自由など。
場所	地域のスポーツセンター (障害者スポーツセンター含む)
学校数	複数

② 競技団体主導型

- 競技力強化を目指す競技団体が、クラブチームを作り、集約して活動。

対象	すべての障害。 特に、パラ競技など
場所	競技団体が拠点とする練習場所
学校数	複数

③ 社会福祉施設活用型

- 市町村が連携して、放課後デイサービス事業所を中心に、スポーツ機会を提供する。

対象	すべての障害種。 特に、発達・知的系。
場所	放課後デイサービス事業所。 あるいは市町村が提供する運動場。
学校数	複数

部活、個人、双方あり

④ 総合型地域スポーツクラブ活用型

- 総合型地域スポーツクラブにおいて障害者スポーツメニューを設け、そこに、特別支援学校生徒の参画を促す。

対象	すべての障害種。特に、知的、肢体不自由など。
場所	総合型の活動拠点（学校、地域の公民館、体育館など）
学校数	単独ないしは複数

⑤ 学校拠点課外活動クラブ型

- 特別支援学校の施設を活用し、特別支援学校の関係者やOBなどを中心に活動。

想定される対象	知的、視覚障害、肢体不自由、病弱など
場所	特別支援学校
学校数	単独ないしは複数

部活動ごとに参画

⑥ 中学校地域連携型

- 中学校の地域連携とほぼ同じような対応を行うもの。
- 指導者の派遣等を行う場合もある。

想定される対象	全校種。特に、ろう学校の一部競技など。
場所	特別支援学校？
学校数	単独ないしは複数

⑦ インクルーシブ運動部活動型

- 中学校と合同のチームを結成し、合同で活動。

想定される対象	ろう学校の一部競技など
場所	中学校ないしは特別支援学校
学校数	単独ないしは複数

装具利用者のスポーツ実施を支える障害者スポーツ用装具開発

本事業の目的

- 装具は日常生活や社会生活（職業生活）のために、失われた身体機能を補うことを主目的としているため、必ずしもスポーツに必要な機能を補う構造となっていない。日常用の装具で運動することは装具の変形・破損等につながり、装具利用者は、現状では、安全に運動することは困難。
- 障害者（装具利用者）のスポーツに向けた障壁解消の一助となるよう「走る」ために必要な機能を備えた**装具又は装具用部品**を作成することを目指す。

義足の場合

日常生活



日常用義足

スポーツ



スポーツ用義足

スポーツ用義足
専用義足を使用して
安全に運動ができる

装具の場合

日常生活



スポーツ



同じ装具の使用
変形
破損等



過剰な負荷が原因で
破損した装具

義肢装具士が同じ装具を加工、
希望に沿った装具を作成
容易に入手できない
義肢装具士次第



「イルカと泳ぎたい」を叶えるために義肢装具士が作成した
腓骨神経麻痺者向けのフィン用装具

事業概要

- 現状把握と課題調査、装具開発に関する助言等を行う有識者会議の設置
- 運動負荷に耐えられる装具又は装具用部品の試作品の作成
- 試作品を使用したスポーツ動作の実施

事業実施主体

法人格を有する団体
(研究機関、民間企業、学校法人、
国立大学法人、公立大学法人等)

事業実施方法

実施主体に委託して実施



日本パラスポーツ協会補助（障害者スポーツ振興事業関係）

令和6年度予算額（案） 254,269千円
（前年度予算額 219,285千円）



令和5年度補正予算額 600,983千円

現状・課題

- 東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、障害者スポーツ振興の取組を支える基盤となる拠点を各地に着実かつ計画的に整備する必要がある。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第3項の規定に基づき、障害者スポーツセンターや指導者等に関する幅広いネットワークをもち、障害者スポーツの統括団体である日本パラスポーツ協会を支援し、必要な施策を効率的・効果的に推進する必要がある。

事業実施期間	平成13年度	交付先	公益財団法人日本パラスポーツ協会	補助率	定額
--------	--------	-----	------------------	-----	----

事業内容

1. 障害者スポーツ振興事業

障害者スポーツに係る普及・啓発、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行う。令和6年度では、地域の障害者スポーツ振興拠点である障害者スポーツセンターの整備等を図るため、地域の障害者スポーツセンターの在り方を検討する構想会議の開催や地域をつなぐコーディネーター人材の育成等の機能強化事業を重点的に行う。また、2025年デフリンピック東京大会の開催に向けて、デフスポーツの振興に取り組む。

● 障害者スポーツセンター等の機能強化事業

障害者スポーツセンターは単なるハードではなく、幅広い機能を包含した地域の障害者スポーツ振興拠点であり、日本パラスポーツ協会と地方自治体、地域の障害者スポーツ協会が連携し、機能強化に取り組む。

- 障害者スポーツセンター構想会議の開催（**拡充**）
- 障害者スポーツセンター統括技術指導員の配置（**新規**）
- 障害者スポーツセンター等における機能強化・人材育成等（**新規**）

● 普及・啓発等事業

- 都道府県協会、指導者協議会、障害者スポーツセンター協議会合同会議等各種会議や技術委員会等の専門委員会の開催
- パラリンピックレガシー教材の開発
- 各種障害者スポーツに関する実態把握調査
- 地域における連携事業等の実施
- 障害者スポーツに関する広報・啓発

● デフリンピック競技種目等の普及・振興

東京2025デフリンピックに向けて、日本パラスポーツ協会におけるデフ競技団体等との連携体制を強化する。

- デフ競技団体との連携・普及等の調整担当の配置（**新規**）
- デフリンピック競技種目等の普及・振興に関するイベント開催等（**拡充**）

● 障害者スポーツ人材養成研修事業

- 指導者養成講習会、指導者派遣等の実施

● 競技団体と特別支援学校の連携事業

- 特別支援学校への指導者派遣の実施

2. 総合国際競技大会派遣事業（スペシャルオリンピックス冬季世界大会（イタリア・トリノ）等）

3. 競技力向上推進事業

事業の目的

障害者スポーツセンターは、単に障害者専用又は優先のスポーツ施設を表すものではなく、地域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ち、高い専門性を持つ人材と拠点となる施設を含んだ、より包括的な地域拠点である。しかしながら、現在、地域の拠点として「公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会」に登録されているセンターは25センター（17都府県）にとどまっている。都道府県に1つ以上、ソフト機能を強化した拠点を整備し、センターで好きなスポーツを見つけた後は、地域の身近なスポーツ施設に戻ってスポーツ活動を継続できるサイクルを構築するため、網の目を張るように障害者スポーツの実施環境の整備を推進する。

事業の概要（イメージ）

障害者スポーツセンター等における機能強化・人材育成等

- 障害特性に応じた指導に関するノウハウの蓄積
 - 専門的な指導スキルを有する人材の育成
 - 地域のスポーツクラブの活動状況等各種情報の収集及び提供
 - 地域内の多様な関係者との連携促進
- 等

障害者スポーツ用具の拠点設置

- 障害者スポーツ用具の整備
 - スポーツ用具や装具のフィッティング、調整、修理等のサポート
- 等

障害者スポーツセンター構想会議の開催

- 地域の障害者スポーツセンターの機能強化や整備の検討及び計画策定
 - 地域の多様な関係者との関係構築
- 等

統括コーディネーター等の配置

- 地域の障害者スポーツセンターに対する指導助言
 - 全国の障害者スポーツに関する情報の集約
 - 障害者スポーツセンター間の情報共有や連携の促進
- 等

○ 障害者スポーツセンターは、スポーツ実施環境を地域内に網の目を張るように整備し、これからスポーツを始める方に対するガイダンスの役割を果たした後、より身近なスポーツ施設でスポーツ活動を継続できるよう支援。



障害者スポーツセンターについて

障害のある人のスポーツ・レクリエーションの活動拠点であり、選手の育成・強化を自主的に行う非営利組織。
(公財) 日本パラスポーツ協会の障がい者スポーツセンター協議会に登録している。

No.	団体名
1	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
2	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール
3	埼玉県障害者交流センター
4	東京都障害者総合スポーツセンター
5	東京都多摩障害者スポーツセンター
6	新潟県障害者交流センター (新潟ふれ愛プラザ)
7	長野県障がい者福祉センター (サンアップル)
8	滋賀県立障害者福祉センター
9	広島県立障害者リハビリテーションセンタース ポーツ交流センターおりづる
10	高知県立障害者スポーツセンター
11	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール
12	名古屋市障害者スポーツセンター
13	京都市障害者スポーツセンター

No.	団体名
14	大阪市長居障がい者スポーツセンター
15	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アミティ舞洲)
16	神戸市立市民福祉スポーツセンター
17	広島市心身障害者福祉センター
18	福岡市立障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)
19	西宮市総合福祉センター
20	大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)
21	鹿児島県障害者自立交流センター (ハートピアかごしま)
22	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
23	堺市立健康福祉プラザ
24	北九州市障害者スポーツセンターアレアス
25	下関市障害者スポーツセンター
26	ふれあいランド岩手

全国障害者スポーツ大会開催事業

令和6年度予算額（案） 85,000千円
（前年度予算額 85,000千円）



背景

●スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第2項及び第3項により、（公財）日本パラスポーツ協会、国及び開催地の都道府県は、共同して全国障害者スポーツ大会を開催するとともに、同大会の円滑な実施及び運営のため、国は（公財）日本パラスポーツ協会及び開催地都道府県に対し、必要な援助を行うこととされている。

事業内容

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手がこの大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的としている。

事業実施期間 平成13年度～

交付額 85,000千円

交付先 都道府県 補助率 定額

①開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会（昭和40年～平成12年）」と「全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）（平成4年～平成12年）」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

②主催者

（公財）日本パラスポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体。

③参加資格

次の全ての条件を満たす者。なお、住所地又は入所・通所施設若しくは学校の所在地の都道府県・指定都市のいずれかで参加申込を受付。

①毎年4月1日現在、13歳以上の者

②以下のいずれかに該当する者

- ・身体障害者手帳を所持する身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等、内部障害）
- ・療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者

④開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。現時点で決定している開催県については以下のとおり。

開催年	回数	開催地	開催期間
令和6年度	第23回	佐賀県	令和6年10月26日～28日
令和7年度	第24回	滋賀県	令和7年10月25日～27日
令和8年度	第25回※	青森県	令和8年10月23日～26日

※第25回は日程の都合により4日間で開催。

⑤競技種目

個人競技（7競技）	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（サウンドテーブルテニスを含む。）、フライングディスク、ボウリング、ポッチャ
団体競技（7競技）	バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、フットボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー

担当：健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

事業の目的

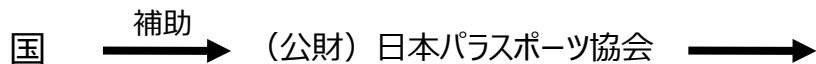
障害のある人が継続的にスポーツを実施するためには、障害のある人ない人がともにスポーツを実施する環境整備と障害のある人が身近な環境でスポーツを実施するためのアクセス改善が必要である。本事業では、地域の障害者スポーツ振興の拠点である「障害者スポーツセンター」やより身近にあるスポーツ施設に障害者スポーツ用具を整備し、障害のある人が身近な地域で気軽に運動・スポーツに楽しめる環境を構築することを目的とする。

事業の内容

都道府県・政令市障害者スポーツ協会、都道府県・市区町村、障害者スポーツ中央競技団体、障害者スポーツセンター等が、障害者スポーツの体験会や継続的なスポーツ活動を実施するために必要な障害者スポーツ用具（※）の整備・導入し、障害のある人ない人がともにスポーツを楽しむ機会を創出する。特に、2025デフリンピックを睨み、デフスポーツの普及・振興に向けた環境整備も推進する。

※スポーツ用車椅子などの個人が使用する用具のほか、用具に付随するタイヤ等の用品、ネット・仮設床材等の競技の実施に必要なものなどを含む。

施策のスキーム



- 都道府県・政令市障害者スポーツ協会
- 都道府県・市区町村
- 障害者スポーツ中央競技団体
- 障害者スポーツセンター

等

補助率

定額補助

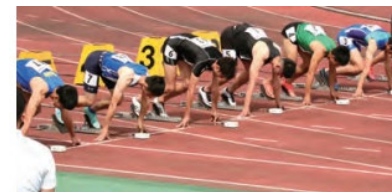


①スタートランプ

スタート合図を光で伝える装置。



[On your marks] [Set] [Bang!]



選手が見やすい場所に設置することができる

インパクト（国民・社会への影響）

地域の障害者スポーツ振興の拠点である「障害者スポーツセンター」や地域のスポーツ施設に障害者スポーツ用具を整備することにより、障害のある人のアクセス改善を図るとともに障害のある人ない人がともに継続的にスポーツを実施する環境が整備され、障害のある人のスポーツ実施率の向上とスポーツを通じた共生社会の実現に寄与する。

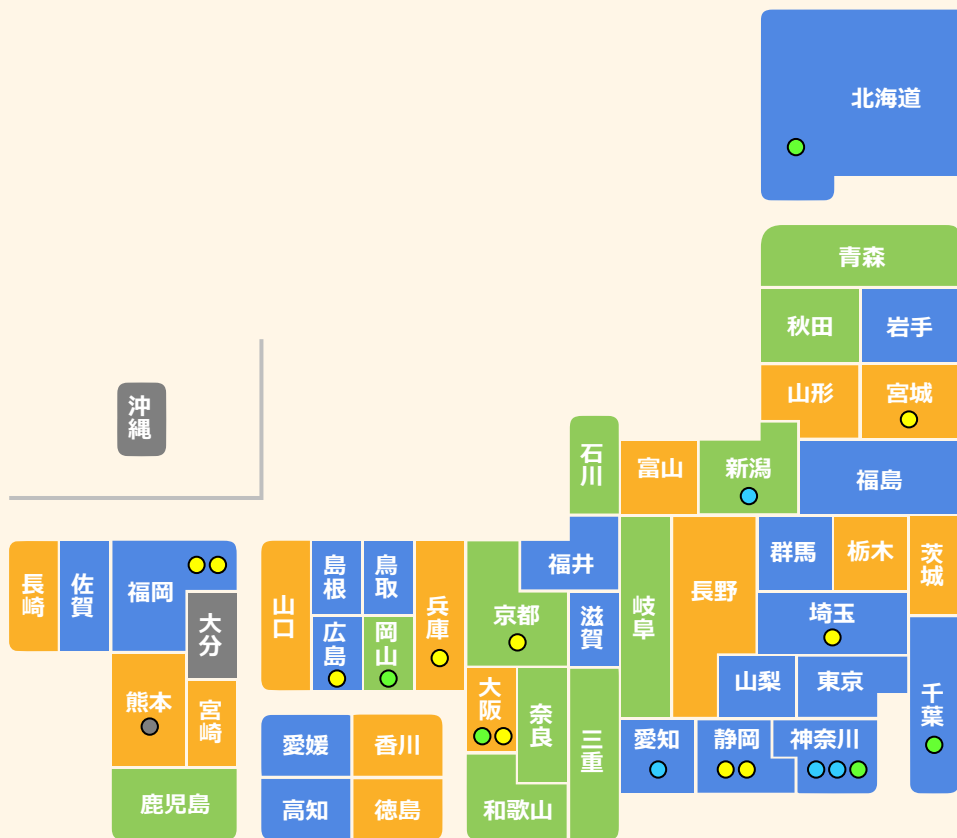
担当：スポーツ庁健康スポーツ課

地方公共団体における障害者スポーツ施策推進体制



障害者スポーツの所管は、都道府県では、スポーツ部局、福祉部局、双方の共管に分かれている。政令市では、福祉部局の所管が多く、スポーツ部局の所管は少なくなっている。

地方公共団体における障害者スポーツの所管部局及び連携の有無



スポーツ部局が所管

都道府県 … 20/47 ● 政令市 … 4/20
(川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市)

スポーツ部局と障害者部局の両方が所管

都道府県 … 11/47 ● 政令市 … 5/20
(札幌市、千葉市、横浜市、大阪市、岡山市)

福祉部局が所管、スポーツ部局と連携している※

都道府県 … 14/47 ● 政令市 … 10/20
(仙台市、さいたま市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市)

※ 大阪府はスポーツ部局と福祉部局とその他スポーツ関連部局で協議会を設置している。
長野県、徳島県は、スポーツ部局と福祉部局が一体的に施策を推進していると回答。
その他の地方公共団体は、お互いに情報共有はしていると回答。

福祉部局が所管、スポーツ部局と互いに情報共有もしていない

都道府県 … 2/47 ● 政令市 … 1/20
(大分県、沖縄県) (熊本市)

(出典) スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室調べ (2022年6月)



地方自治体では、関係機関が連携した「推進会議」や「協議会」、官民が連携した「コンソーシアム」などを形成し、障害者スポーツ支援の体制整備を目指す動き。

広島県

- パラスポーツの更なる普及振興、戦略的なパラスポーツ推進のため、令和4年4月に、県スポーツ推進課内に「パラスポーツ担当」を設置
- その際、総合的にパラスポーツ施策を展開するため、県の関係部局で横断的に連携する会議である「**パラスポーツ推進会議**」を設置。（スポーツ、福祉、教育、人権担当部局で構成）県の事業計画の立案等のための課題に係る情報共有等を行った。

静岡県

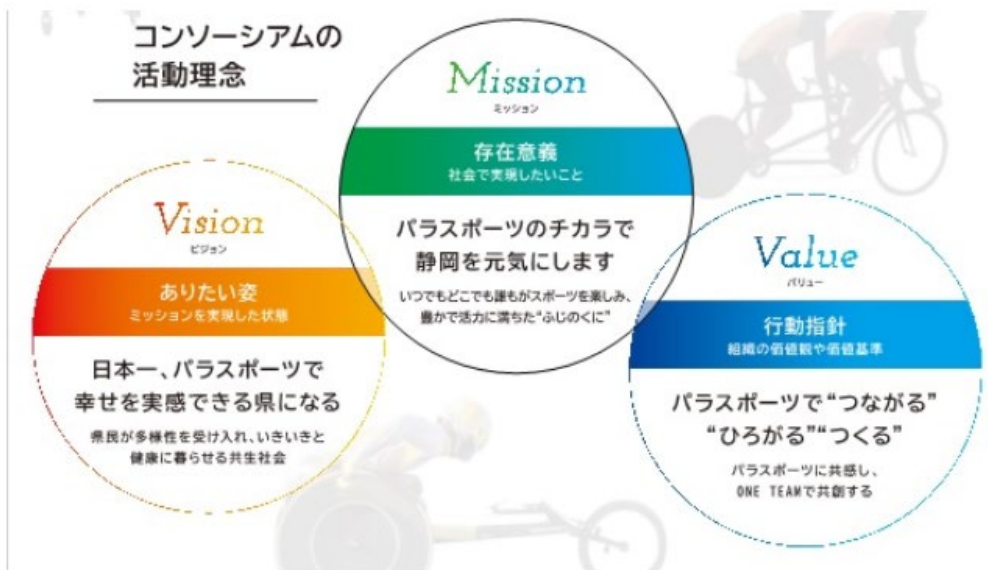
- パラスポーツの振興を求めるパラアスリートの意見を受け、2022年3月に、静岡県障害者スポーツ協会が県知事に意見書を提出。
- これを受けて、県は、パラスポーツ振興に係る協議会を設置、関係者で議論を行った。
- 2023年8月に今後の施策推進の体制として、**官民連携したパラスポーツ推進コンソーシアム**を設置し、様々な具体策の検討を行っていくこととしている。

東京都

- 域内基礎自治体におけるパラスポーツの推進体制の整備を図るため、スポーツ・福祉・医療等の関係者が参画する協議会等の設立や事業の企画・実施を支援する事業を実施。
- これまで、調布市、墨田区、渋谷区、杉並区で事業を実施。

静岡県「官民連携したパラスポーツ推進コンソーシアム」について

スポーツ関係者をはじめ官民の協働によるパラスポーツコンソーシアムを構築し、裾野拡大、アスリート強化などいつでもどこでも誰もがパラスポーツを持続的に楽しめる環境を整備していく。



ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム





公共スポーツ施設を核とした障害者スポーツの情報拠点機能を整備する事例がみられる

東京都江戸川区

- 区立スポーツ施設に相談・コーディネート業務を付与し、障害の有無を問わず、子どもから熟年者まで誰もがスポーツや運動に関する相談ができる「スポーツコンシェルジュ」を配置し、個々の相談に応じて、それぞれに最適なスポーツや運動教室などを紹介。総合体育館とスポーツセンターでは、PTやOTとともに個別相談も実施。

千葉県千葉市

- 千葉市では、障害者が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行う「ちばしパラスポーツコンシェルジュ」を開設。（ポートアリーナ3階に配置）



**ちばしパラスポーツ
コンシェルジュ**

**スポーツ
始めませんか？**
障害者のスポーツ参加を
コーディネートします。

自分にできる、自分に合った
スポーツを知りたい

パラスポーツ体験会に
参加したい

専門スタッフが対応します
お気軽にご相談ください

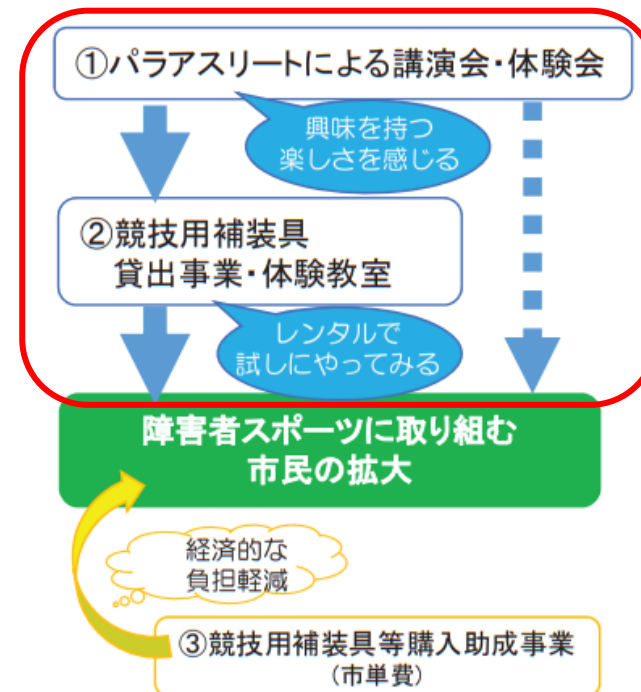
千葉市中央区問屋町1-20 千葉ポートアリーナ3階
火～日曜日 ※祝日・年末年始を除く 9:00～17:00
TEL 043-312-0605 FAX 043-312-7076
E-mail: paraspo-con@chibacity.spo-sin.or.jp



用具の拠点整備に向けた好事例（名古屋市の事例）

一部の地方自治体では、障害者スポーツセンターを拠点に、用具の拠点を整備するとともに、個人の用具購入を助成する自治体単独事業を実施。

区分	事業内容
障害者スポーツ用具活用促進事業（スポーツ庁委託）	<パラアスリートによる講演会・体験会> ○講演会を通じて、スポーツへ興味を持ってもらい、スポーツをはじめるきっかけを提供 ○スポーツ用車いす、スポーツ用義足の体験会を通じて、スポーツの楽しさを提供
	<競技用補装具貸出事業及び運動指導> ○障害者スポーツ用具の利用を希望する方へ用具の貸出を実施 ○スポーツ用具を使った体験教室を通じて、スポーツをはじめるきっかけ及びスポーツを楽しむ機会を提供 ○スポーツ用義足の講習会を実施することで保守・調整を行うスポーツを「支える」人材を育成
競技用補装具等購入費用助成事業（名古屋市）	○金銭的な負担の軽減する競技用補装具等の購入費用の一部を補助することで、スポーツに取り組む市民を拡大 【補助額】購入経費の9/10以内(上限額25万円)



委託事業の成果の活用

- 東海4県においても中心的な役割を担う本市の障害者スポーツセンターのさらなる機能強化を図るほか、本年度、基本計画を策定中の新たな障害者スポーツセンターの運営に活用。
- 本市及び愛知県において2026年に開催される第5回アジアパラ競技大会に向けて、障害者及び健常者に対し障害者スポーツのより一層の普及啓発・理解促進を図るとともに、障害者のスポーツ実施率の向上を目指す。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲で**、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

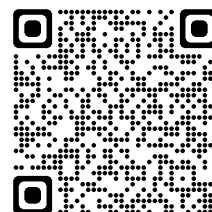
民間事業者についても、合理的配慮の提供が義務付け



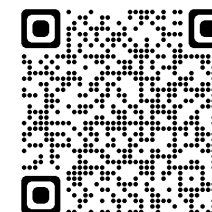
スポーツ分野の各事業者もすべて対象に。

【参考】

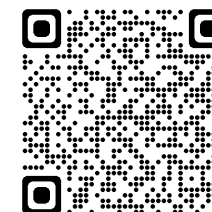
- 内閣府(障害を理由とする差別の解消の推進)
- 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について
- スポーツ庁職員による障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る相談窓口について



【内閣府】



【文部科学省】



【スポーツ庁】